

平成 28 年度

卓越研究員事業

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 28 年 2 月

< 目 次 >

1. 事業の目的	3
2. 事業の概要	3
3. 選考方法	7
4. 申請方法	8
5. 取組の実施	11
6. 留意事項	12
7. 問合せ先	23
8. スケジュール	23

用語の説明

本事業に関する用語の定義、意味は以下のとおりとします。

「テニュアトラック制」

若手研究者・教員のキャリアパスの明確化に資するため、以下の要件を満たした形態で研究者・教員を採用する人事制度のこと。

- ①国際公募を実施するなど公正で透明性の高い選抜方法で採用すること
- ②一定の任期（5年程度）を付して雇用すること
- ③任期終了前に公正で透明性の高いテニュア審査が設けられていること

「研究責任者」

独立した研究体制の中で、若手研究者・教員を牽引するリーダーとして活躍するとともに、若手研究者・教員の指導者としての責務を負う段階にある研究者・教員。

「若手研究責任者」

独立した研究者・教員の初期段階であり、より経験を積んだ者から適切な助言を受けながら、自立的な研究環境の中で研究を進める段階にある研究者・教員。

「メンター」

若手研究責任者が自立して研究することができるよう、研究室運営のノウハウを習得させ、また、自ら筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範囲の助言等を行う経験や知識のある研究者・教員等。

「クロスアポイントメント制度」

研究者が大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度。

1. 事業の目的

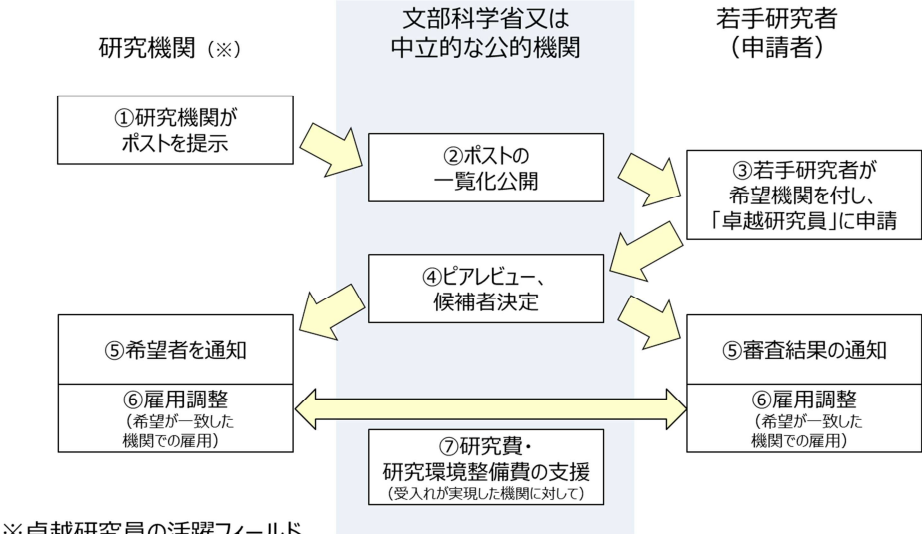
近年、短い任期での雇用など不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を出すことができるような環境に若手研究者が置かれておらず、我が国の科学技術・学術研究の持続的な発展が不安視されています。また、産学官のセクター間を越えた研究者の流動性が低く、人を介した知の移転がなされず、世界規模での急速な産業構造の変化への対応が困難となっています。

一方、人材の育成・活躍促進や多様性の確保に向けては、大学や公的研究機関、企業等が、組織として人材育成やキャリア形成に強い責任感を持って取り組むことが重要です。また、若手研究者自身も、自らのキャリアパスは自ら切り拓くものとの意識を持ち、自らの持つ能力を高め、社会の様々な場でその能力を発揮していくことが求められています。

このような状況を背景とし、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示するため、「卓越研究員事業」を開始します。

2. 事業の概要

本事業では、最初に、文部科学省が、卓越研究員の受入れを希望する研究機関からポストを募集し、提示されたポストのうち要件を満たすものを文部科学省の HP を通じて、一覧化し、公開します。それと並行して、若手研究者に対し、卓越研究員の公募を実施します。次に、中立的な公的機関が、若手研究者のピアレビューを実施し、文部科学省が卓越研究員候補者を決定します。その後、各研究機関と卓越研究員候補者との雇用調整の結果、各研究機関において当該候補者を新規に雇用した場合に、文部科学省が卓越研究員として決定し、必要に応じて、一定の期間、研究費等を支援します。



(1) 提示対象となるポストの要件

提示対象となるポストは、以下の要件を満たすものに限り、

a. 研究機関の要件

以下のいずれかに該当する機関とします。

- ・大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）
ただし、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。
- ・高等専門学校（学校教育法第 1 条に規定する高等専門学校をいう。）
- ・大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）
- ・国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人をいう。）
- ・公設試験研究機関
- ・日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）

※下記 2.（5）に記載の補助金による支援を希望する機関においては、下記「6. 留意事項」に記載のとおり、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録の上、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づく体制整備を行い、「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出することや、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づく体制整備を行い、卓越研究員に研究倫理教育を履修させなければならないことに留意してください。

b. 提示対象となるポストの研究分野・雇用形態

【研究分野】

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

【雇用形態】

提示対象となるポストは、各研究機関の長（学長等）のリーダーシップの下、当該機関の将来構想に基づくポストであって、以下のいずれかの雇用形態を満たすものとします。なお、給与形態としては、年俸制の導入を原則とします。

○テニユアトラック制又はこれと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用。なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用を可とする。

○任期の定めのない雇用。

c. 研究環境

- ① 卓越研究員が、研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定

し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築すること。(例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等)

- ② 年間の全業務時間を 100%とした場合、原則として雇用後 5 年間は、そのうち研究活動に関するエフォートが 50%以上であること (50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて 70%や 80%などに設定することも可とする)。

d. 推薦

審査 (ピアレビュー) が実施される前に、各研究機関において、提示したポストでの雇用を希望する者について選考を行い、推薦者 (1つのポストに対し複数名の推薦も可) を文部科学省に提示することができます。各研究機関においては、ポスト提示の時点で推薦の仕組みを利用するか否かを明示することとし、推薦の仕組みを利用するポストについては、最終的な卓越研究員候補者との雇用調整において、推薦者以外の者の受入れは不可とします。なお、推薦者の選考は、公正・公平なプロセスを経るようによしてください。推薦の結果は、卓越研究員候補者の決定の際に考慮します。

また、公正で透明性の高い選考や若手研究者の自立性の担保という本事業の趣旨に鑑み、推薦の仕組みを利用するポストが、博士課程在学時に所属していた研究室 (以下「出身研究室」という。) や申請時に所属する研究室 (以下「現所属研究室」という。) と同一である者や、ピアレビュー前に既に受入れポストに雇用されている者 (平成 28 年 4 月 1 日雇用者等) に対しては、推薦は不可とします。

e. 雇用開始時期

各研究機関における雇用開始時期は、原則として、平成 28 年度中とします。ただし、平成 28 年度に下記 2. (5) に記載の補助金による支援を受けることができるものは、下記「3. 選考方法」に記載のとおり、平成 28 年 9 月末までに雇用調整が完了した場合に限ります。

f. 留意事項

- ・企業においては、上記 b.c.の要件について、その業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします。
- ・卓越研究員候補者が決定し、雇用調整が開始されるまでは、提示ポストに研究者を雇用することを差し控えるようによしてください。
- ・卓越研究員は、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されており、各研究機関において、クロスアポイントメント制度等を積極的に活用していくことが望まれます。

(2) ポストの一覧化公開

各研究機関は、申請書に基づき、本事業の対象ポスト (複数可) を文部科学省に提示します。文部科学省において、上記 2. (1) に掲げる要件に関する適合性の観点から確認を行い、その上で、文部科学省の HP を通じて、要件を満たすポストを一覧化

し、公開します。その際、各ポストに関する詳細な情報については、原則として日本語と英語の双方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する JREC-IN Portal (<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>) に登録するか、各研究機関の HP 等において公開してください。

（３）申請者（研究者）の要件

申請者（研究者）の要件は、以下のとおりとします。申請時において、この要件を全て満たしていることが必要です。

a. 学位取得等

次の①から③の要件を全て満たす者

- ① 博士の学位を取得又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）
- ② 平成 29 年 4 月 1 日現在、40 歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては 43 歳未満）の者
- ③ 博士の学位を取得後又は博士課程の満期退学後（社会人学生であった場合は、学位取得前を含む）に、研究機関における研究経験を有する者

b. 国 籍

次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
- ② 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）

c. 留意事項

卓越研究員は、以下のやむを得ない事由がある場合を除き、自ら研究テーマを設定し、研究室主宰者又はそれに準ずる形で研究を遂行することや、全国の産学官の研究機関をフィールドとして、新たな研究課題に挑戦することが求められるため、出身研究室及び現所属研究室以外で研究を遂行することが望ましいです。

（やむを得ない事由）

- ・ 身体の障害、出産・育児等の理由により、出身研究室及び現所属研究室以外で研究に従事することが難しい場合
- ・ 研究目的・内容及び研究計画等から、研究に従事する研究室を出身研究室及び現所属研究室以外の研究室に変更することが我が国の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

（４）卓越研究員予定人数

平成 28 年度は、150 名程度（このうち、下記 2.（５）に記載の補助金による支援をする者は 120 名程度）を卓越研究員として新たに決定予定です。

（５）補助対象となる経費（研究費及び研究環境整備費）

本事業により、卓越研究員が安定かつ自立して研究を遂行するための経費について、支援を希望する研究機関に対して、以下を文部科学省から科学技術人材育成費補助金（以下「補助金」という。）として交付します。なお、本事業の実施は、本事業に係る予算が成立することを前提条件とします。また、平成 29 年度以降の補助金額については、財政事情により減額する場合があります。なお、使用できる経費の種類は、原則として、別表 1、2 に示すものとします。

また、特定の研究機関に対する支援の過度な集中を排除する観点から、平成 28 年度から支援を開始する卓越研究員に係る、一研究機関への補助金総額の上限は 1 億円とします。

① 卓越研究員の研究費

卓越研究員のスタートアップに要する研究費として、採択後 1～2 年度目に限り、一人当たり各年度 600 万円を上限として支援する。ただし、人文学・社会科学系は、各年度 400 万円を上限とする。

② 研究環境整備費

卓越研究員を中心とした若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するため、研究環境整備費（例えば、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターへの諸謝金、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催などに要する経費）として、採択後 1～2 年度目は 300 万円（人文学・社会科学系は 200 万円）、採択後 3～5 年度目は 200 万円に各研究機関に在籍する卓越研究員の数を乗じた額を上限として支援する。

なお、卓越研究員が当初の研究機関から異動した場合には、その翌年度より、当初の研究機関及び異動先の研究機関のいずれに対しても、上記の支援は行わないこととします。ただし、平成 29 年度以降に新たに一覧化公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合には、異動先の研究機関に対し、その翌年度より、上記の支援を引き続いて行います。

（6）重複支援の排除

本事業以外の科学技術人材育成費補助事業（「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」事業等）による支援を受けている研究機関においては、同一研究者に対し、本事業による研究費等との重複支援を行うことはできないことに留意してください。

3. 選考方法

（1）卓越研究員候補者の選考

卓越研究員候補者（以下「候補者」という。）の選考のための審査は、文部科学省が選定する、審査を実施する事業者（以下「審査事業者」という。）に設置する「卓越研究員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において行います。

審査（ピアレビュー）は、申請者から提出のあった申請書類（様式3・4）に基づき、書面審査及び面接審査を行います。（審査方法は、「平成28年度卓越研究員事業審査要領」を参照してください。）ただし、面接審査は、書面審査の結果を踏まえ、対象者のみ実施します。面接審査を実施する対象となった者には、審査事業者より、その旨を通知するとともに、面接の要領、日程、追加で求める資料等を連絡します。面接審査の対象とならなかった者には、その旨を通知します。

選考委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省が、候補者を決定し、本人に通知します。面接審査の対象となったが、候補者にならなかった者については、その旨を通知します。

（2）卓越研究員としての決定

候補者について、一覧化公開されたポストを提示した研究機関（以下、「参画機関」という。）と候補者間の雇用調整を経て、平成28年9月末までに雇用調整が完了し、平成28年度中に雇用が開始される場合、平成28年度の卓越研究員として、文部科学省が決定します。雇用調整の方法について、①文部科学省又は審査事業者より、候補者の希望機関に当該候補者の情報を通知した後、当事者間で連絡を取り合うこと、②文部科学省又は審査事業者より、候補者（希望機関以外への開示を希望する者に限る。）の一覧を全ての参画機関に配付した後、当事者間で直接又はJREC-IN Portal等を介して連絡を取り合うことを想定していますが、詳細の流れについては、書面審査終了後に公開することを予定しています。

また、提示されたポストについて、平成28年10月から平成29年3月末までに雇用調整が完了した候補者や、雇用調整の結果、平成29年度から雇用開始となった候補者についても、卓越研究員として決定されたものとし、上記2.（5）の支援については、平成29年度以降の補助対象となる可能性があります。また、平成28年度中に調整が付かなかった候補者については、平成29年度採択分として一覧化公開されるポストに限り、再度、雇用調整を行う意思を文部科学省に示した上で、審査（ピアレビュー）を経ずに、当該ポストを提示した研究機関と雇用調整を行うことを可能とします。

4. 申請方法

本事業への申請に当たっては、下記の方法で行ってください。なお、申請書類の様式等、申請に必要な資料の入手については、文部科学省HP（http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/takuetsu/index.htm）からダウンロードすることができます。ただし、様式3～8については、平成28年3月に編集可能な様式を掲載する予定です。

（1）研究機関

（ア）申請書類

別添の申請書（様式1～2）について、必要事項を記入して提出してください。

※補助金の支援を希望する機関においては、本申請書類とは別に、「研究機関における

公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出していることが必要になります。（詳細は、下記「6. 留意事項（3）」を参照してください。）

（イ）申請期間

平成 28 年 2 月 5 日（金）14 時から同年 3 月 14 日（月）17 時まで（期限厳守）

（ウ）提出方法

申請書類は、様式 1 については、PDF ファイルに変換した上で、また、様式 2 については、Excel ファイルの形式のままで、電子メールにて提出してください。なお、郵送・持参・FAX による申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールによる提出が困難な場合は、相談してください。

- ・送信メールの件名は、「【卓越研究員事業申請】機関名」とすること。
- ・添付ファイル名には、「機関名」を付した上で、送信すること。
- ・複数のポスト提示を行う場合には、様式 2 については、ポストごとに別のファイルを作成し、提出すること。
- ・メールサーバーの都合上、1 回のメールに添付するファイルの容量は合計 10MB 以下とすること。なお、当該容量を超える場合は、分割して送信すること。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対して、電子メールで返信するが、電子メール送付から 1 両日中（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合には、すぐに連絡すること。

（エ）提出先

E-Mail : takuetsu@mext.go.jp

（オ）その他

- ・文部科学省の HP を通じて、各研究機関から提示されたポストのうち、上記 2.（1）の要件を満たすものを一覧化公開します。
- ・様式 2 に記載された事項については、上記の一覧化公開後、速やかに JST が運営する JREC-IN Portal (<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>) 又は各研究機関の HP 等を通じて公開してください。なお、JREC-IN Portal への登録に当たっては、参考 2 に従って、入力をしてください。

（2）申請者（研究者）

（ア）申請書類

別添の申請書（様式 3～5）について、必要事項を記入して提出してください。あわせて、申請者の研究を良く理解している研究者（出身研究室や現所属研究室等に所属する研究者や、それ以外の機関に所属する研究者等）からの評価書（様

式6)を2通提出してください。

(イ) 申請期間

申請書(様式3～5)及び評価書(様式6)

平成28年4月11日(月)10時から同年5月9日(月)17時(期限厳守)

(ウ) 提出方法・提出先

申請は、e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp>) を通じて行ってください。その際、下記「6. 留意事項(14)」に留意してください。ログインID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録を済ませてください。

(エ) 申請書類及び選考についての注意事項

申請書類に重大な虚偽が発見された場合は、採択後であっても採択を取り消し、支援を打ち切ることがあります。

(オ) その他

締切り間際はe-Radのシステム負荷が大きく、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、十分に時間的余裕を取って、申請を完了してください。

申請書類の情報の一部又は全部は、申請者の希望機関に開示します。また、様式5において、希望機関以外にも情報を開示することを希望する旨の意思表示をした場合には、他の参画機関に対しても、申請書類の情報の一部又は全部を開示します。

(3) 推薦者が確定した場合(該当する場合のみ(上記2.(1)d関係))

推薦の仕組みを利用するポストについて、当該ポストを提示した参画機関において推薦者が確定した場合、当該機関は、以下に従って必要書類を提出してください。

(ア) 提出書類(卓越研究員候補推薦書)

別添の提出書類(様式7)について、必要事項を記入して提出してください。

(イ) 提出期間

平成28年5月10日(火)10時から同年6月10日(金)17時まで(※期限厳守)

(ウ) 提出方法

提出書類は、様式7について、PDFファイルに変換した上で、電子メールにて提出してください。なお、郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールによる提出が困難な場合は、相談してください。

- ・送信メールの件名は、「【卓越研究員候補推薦】機関名」とすること。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付した上で、送信すること。
- ・複数のポストで推薦の仕組みを利用する場合には、様式7については、ポスト

ごとに別のファイルを作成し、提出すること。

- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対して電子メールで返信するが、電子メール送付から1両日中（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合には、すぐに連絡すること。

(エ) 提出先

E-Mail : takuetsu@mext.go.jp

(4) 参画機関と候補者との間で雇用調整が完了した場合

参画機関と候補者との間で雇用調整が完了した場合、当該機関は、以下に従って必要書類を提出してください。

(ア) 提出書類（雇用調整完了報告書）

別添の提出書類（様式8）について、必要事項を記入して提出してください。

(イ) 提出期間

平成28年8月8日（月）10時から同年9月30日（金）17時まで（※期限厳守）

※平成28年10月から平成29年3月末に研究機関と候補者との間で雇用調整が完了した場合にも、その都度、提出書類（様式8）について、必要事項を記入して提出してください。この場合、予算の調整により、平成29年度以降から起算して補助金の支援を実施する可能性があります。

(ウ) 提出方法

提出書類は、様式8について、PDFファイルに変換した上で、電子メールにて提出してください。なお、郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールによる提出が困難な場合は、相談してください。

- ・送信メールの件名は、「【卓越研究員決定】機関名」とすること。
- ・添付ファイル名には、「機関名」を付した上で、送信すること。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対して電子メールで返信するが、電子メール送付から1両日中（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合には、すぐに連絡すること。

(エ) 提出先

E-Mail : takuetsu@mext.go.jp

5. 取組の実施

- (1) 上記3. に記載の選考・雇用調整を経て、候補者を受け入れることが確定した研究機関のうち、上記2. (5) に記載の研究費等に係る補助金の支援を希望する機関（以下「支援機関」という。）は、申請書類（研究者・研究機関双方）及び雇用調整完了報告書に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）

を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された計画書等については、文部科学省において内容を確認した後、修正を求めることがあります。

- (2) 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 各支援機関においては、卓越研究員を雇用した初年度を起算とし、3年度目及び5年度目（それ以降は、採択後5年度以内の卓越研究員が在籍する限り、3年度ごと）に、事業の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省が指定する機関を通じて、文部科学省に提出してください。
- (4) 成果報告書に基づき、当該報告書の提出された翌年度に事業評価を実施します。評価に当たっては、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行うこととします。
- (5) 我が国の科学技術イノベーション人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、受入れ研究機関及び卓越研究員本人に対して、採択後及びその後の10年程度の間、活動状況について調査を行いますので、協力願います。

6. 留意事項

本補助金による支援を希望する機関（支援機関）及び申請者のうち当該機関に雇用された者においては、以下（1）から（17）までの事項について、留意してください。また、その他の機関及び申請者においても、（14）から（17）までの事項について、留意してください。

（1）事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本補助金の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助の期間内のみならず、補助の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

（2）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）（※1）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、各研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますよう、

お願いします。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

（3）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成28年3月14日（月）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記の文部科学省HPを確認してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意: なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページを確認してください。）

【HP アドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくよう、お願いします。

（4）不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、若しくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等を行った研究者の氏名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(5) 競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度及び他の科学技術人材育成費補助事業について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPを確認してください。

【HP アドレス】 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）（※1）を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7) 研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、申請及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※2)
不正行為 に関与し た者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれら	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの

		のものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※2 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

(8) 研究倫理教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続の中で、実施責任者は、自ら研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講し、不正行為を行わないこと、また、参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務を周知し、内容を理解してもらうことを約束し、併せてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。

<p>(実施責任者が研究者でない場合) 以下を参考に誓約書等を作成すること。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇大学長</p> <p style="text-align: center;">研究倫理教育履修義務等について</p> <p>本研究課題に参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務があることを周知し、内容を理解させることを約束します。</p> <p>-----</p>	<p>(実施責任者が研究者の場合) 以下を参考に誓約書等を作成すること。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">研究倫理教育履修義務等について</p> <p>研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講し、不正行為を行わないこと、また、本研究課題に参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務があることを周知し、内容を理解させることを約束します。</p> <p>-----</p>
---	---

(9) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(10) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(11) 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障のない範囲

での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や、各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

(12) 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

(13) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)

において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本事業に採択され、補助金により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

(14) e-Rad を利用した申請書類の作成・提出等

○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric (電子)の頭文字を冠したものです。

○e-Rad を利用した申請方法

研究者よりの申請は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。その他、研究機関からの申請に当たっては、メールにて提出いただきますので、十分注意してください。

申請の流れについては、参考3を参照してください。

また、申請の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用に当たる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

申請に当たっては、申請時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの申請情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ② アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室へ問い合わせてください。
- ③ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関 処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課まで連絡してください。

(iii) その他

申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書の注意書きを熟読の上、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)申請書類の差し替えは固くお断りいたします。また、申請書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、申請してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは従来どおり文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。卓越研究員事業の HP 及び e-Rad のポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問合せてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問合せ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	【文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課】	電話：03-6734-4051 E-mail：takuetsu@mext.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問合せ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877（2016年3月31日まで） 0570-066-877（ナビダイヤル） （2016年4月1日～） 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

○ 卓越研究員事業ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/takuetsu/index.htm

○ ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(15) e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

(16) 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、文部科学省及び審査事業者の業務遂行（候補者として選考された際には、雇用を希望する研究機関に対する情報提供を含む。）に利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。その他、文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。（e-Rad 利用における個人情報の取扱いについては e-Rad のシステム利用規約を参照してください。）なお、これらの情報作成のため、各種の作業や情報の確認等に協力していただくことがあります。

さらに、卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関を文部科学省の HP 等を通じて、公表します。また、上記5.（5）に記載する調査結果等を踏まえ、卓越研究員の活動状況を文部科学省等の HP 等を通じて、公表します。

(17) 自己責任原則

各研究機関より提示されたポストについて、文部科学省では、上記2.(1)に掲げる要件に関する適合性の観点から確認を行います。研究機関と卓越研究員候補者の雇用調整の結果決定する雇用条件や、その後の研究環境、テニユア審査の結果等について、文部科学省が責任を負うものではありません。

7. 問合せ先

<事業全般に関すること>

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線 3885、4051）

E-mail:takuetsu@mext.go.jp

<書類作成・提出に関すること>

審査事業者が選定された後、平成28年4月以降に後日指定（指定されるまでは、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室）

<e-Radにおける研究機関、研究者の登録及びe-Rad操作に関すること>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク

電話：0120-066-877（平成28年3月31日まで）

0570-066-877（ナビダイヤル）（平成28年4月1日から）

※午前9時から午後6時まで（※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

<JREC-IN Portal への登録に関すること>

国立研究開発法人科学技術振興機構 知識基盤情報部 サービス支援センター

JREC-IN Portal 担当

TEL: 03-5214-8459（電話受付時間 平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

E-mail:jrecinportal@jst.go.jp

8. スケジュール（予定）

(1) 研究機関

平成28年2月5日 ポスト提示開始

3月14日 ポスト提示締切り

3月下旬 ポスト一覧化公開

3月～5月 推薦対応（任意）

6月10日 推薦書締切り（任意）

7月末 候補者リスト入手

8月～9月 雇用調整

9月30日 雇用調整完了報告書締切り

8月以降 雇用開始

(2) 申請者（研究者）

平成 28 年 2 月 5 日 公募開始

3 月下旬 ポスト一覧化公開

4 月 11 日 申請開始

5 月 9 日 申請締切り

5 月～6 月 書面審査

7 月上旬 面接審査実施の通知

7 月中旬 面接審査

（面接審査実施予定日は、平成 28 年 4 月以降にあらかじめ示します。）

7 月末 候補者としての採否通知

8 月～9 月 雇用調整

8 月以降 雇用開始

(別表-1)

・卓越研究員の研究費

費目	種別	備考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※卓越研究員の人件費には充当できません。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
光熱水費	本事業に係る研究の遂行上必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	

(注) 卓越研究員の研究費から研究環境整備費への流用はできません。

(別表-2)

・研究環境整備費

費目	種別	備考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。 ※卓越研究員の人件費には充当できません。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。卓越研究員のための国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	卓越研究員のための外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の会議出席やメンタリング等に対する謝金。講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	卓越研究員の評価等のための委員会（学外者を含めたもの）の開催（会場（機器）借料等）に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	計算機・ネットワーク等の保守管理や支援業務を担う職員等の労働派遣など役務の提供に係る経費
光熱水費	本事業実施により必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、本補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。	

(注) 卓越研究員の研究費から研究環境整備費への流用はできません。

平成 28 年度

卓越研究員事業

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 28 年 2 月

1. 審査体制

文部科学省が選定する審査を実施する事業者（以下「審査事業者」という。）において、有識者によって構成される卓越研究員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、卓越研究員候補者（以下「候補者」という。）の選考のための審査を付託します。

候補者の選考のための審査は、選考委員会委員（以下「委員」という。）による書面審査及び面接審査、その後の委員の合議により行います。

候補者は、文部科学省において、選考委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

各研究機関より提示されたポストや申請のあった研究者（以下「申請者」という。）の研究分野・分科を考慮し設定する領域ごとに、以下の方法で審査を実施します。

（1）書面審査

- ・書面審査は、委員が申請者から提出された申請書類（様式3・4）に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

（2）面接審査

- ・面接審査は、書面審査の結果を踏まえ、対象者のみ実施します。
- ・面接審査は、申請者がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

（3）面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果等に基づき、委員が合議を行い、候補者を選考します。その際、卓越研究員候補者の多様性（分野、性別、希望研究機関の属性等）及び推薦の有無を考慮します。

（4）候補者の決定

- ・選考委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、候補者を決定します。その際、卓越研究員候補者の多様性（分野、性別、希望研究機関の属性等）及び推薦の有無を考慮します。

3. 審査の観点

主な審査の観点は、以下の通りです。

- ① 我が国の科学技術・学術研究の将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること（海外での研究経験歴も考慮する。）
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・ 選考委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 審査の途中経過についての問合せには、応じられません。
- ・ 委員の氏名については、委員としての任期終了後に公表します。

(2) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

- ・ 申請者と利害関係のある委員は、審査事業者にその旨を申し出ることとし、当該申請者の審査に加わることができないこととします。また、当該申請者の選考の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員と親族関係にあるものが申請者である場合
- ・ 委員が、申請者が現在所属する研究機関に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

② 秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請者の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。

(様式1)

平成 28 年度 卓越研究員事業 研究機関申請書

1. 申請機関・総括責任者

※イタリック体の文字は印刷不要です。申請時には削除してください。

また、申請書の作成に当たって、本様式に示される表の行の高さは記載量に応じて適宜変更することができますが、極力、列の幅は変更しないでください。

申請機関名				
総括責任者	氏 ^り が ^な	※本事業による科学技術人材育成費補助金（以下「補助金」という。）の支援を希望する機関については、機関の長（学長、理事長、機構長、社長等）を、総括責任者としてください。一方、補助金の支援を希望しない機関については、下記機関全体の実施責任者と同一の者を記載することができます。		
	役職名			
当該取組における機関全体の実施責任者	氏 ^り が ^な			
	役職名			
当該取組における機関全体の事務連絡担当者 <small>（当該担当者に貴機関を希望する卓越研究員候補者の情報の通知等すべての連絡をいたします）</small>	ふりがな 担当者名	役職名		
	所属組織・部署名			
事務連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.		FAX.	
	E-mail:			
機関における経理管理責任者	ふりがな 責任者名	※補助金の支援を希望しない機関は記載不要。	役職名	
	所属組織・部署名			
当該取組における機関全体の経理管理担当者	ふりがな 担当者名	※補助金の支援を希望しない機関は記載不要。	役職名	
	所属組織・部署名			
	事務連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇		
		TEL.		FAX.
E-mail:				

(申請機関名 :)

2. ポスト選定理由

(記述内容)

- ・ 貴機関の将来構想も踏まえて、様式2に記載したポストを選定した理由について、記載してください。複数のポストを提示する場合には、総括的に、もしくは、個別に、当該ポストを選択した理由を記載してください。

3. 補助金支援の希望の有無

(有 ・ 無)

※有無どちらかに○をつけてください。

4. 実施体制

(記述内容)

- ・ 研究機関において、卓越研究員が自ら研究テーマを設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境をどのように整備するかについて具体的に記載ください。(例えば、テニュアトラック制の規程の制定状況や実施体制等) 特に、補助金の支援を希望する場合は、研究環境整備費として補助する経費の想定する用途について記載してください。

なお、企業等においては、その業務特性を踏まえつつ、卓越研究員の能力を活かすことのできる体制をどのように整備するかについて記載してください。

(申請機関名：)

卓越研究員受入れポストの一覧化公開登録フォーマット

<公募番号> ○○-○	①機関名 【Institution】		②部署名 【Department】	
	③求人内容 【Job offer content】			
	④研究分野(分野) 【Research field (Area)】		⑤研究分野(分科) 【Research field (Discipline)】	
	⑥職種 【Job type】		⑦勤務形態 【Employment status】	
	⑧勤務地 【Work location】		⑨推薦の仕組みの利用の有無【use of recommendation scheme】	
	⑩HPアドレス(詳細情報) 【HP address for more information】	JREC-IN Portal アドレス	⑪問い合わせ先 【Contact address】	担当部署:
	各機関のHPアドレス	電話番号:		
		e-mail:		
	JREC-IN Portalのデータ番号			

- 注1) 上記、①～⑪に原則として日本語と英語の双方で、公募情報を入力してください。①～⑪の情報を一覧化し、公開します。
- 2) ③については、機関の説明、募集の背景、研究分野の詳細、求める人材像、募集人数、着任時期等について記載してください。
- 3) ④・⑤については、当該ポストの専門分野・分科に該当するものをリストから選択してください。(参考1も参照のこと)
- 4) ⑥については、雇用した際に予定される職種についてリストから選択してください。その他の場合には詳細を下欄に記載してください。
- 5) ⑦については、雇用した際に予定される雇用形態についてリストから選択してください。「その他任期付」の場合には、公募要領2.(1) b.のとおり、公正で透明性が高く、安定性の高いポストであることがわかる記載をしてください。なお、企業においては、その業務特性を踏まえて記載してください。
- 6) ⑨については、公募要領2.(1) d.に記載の推薦の仕組みを本ポストについて利用するかの有無につき選択してください。推薦とは、審査(ピアレビュー)が実施される前に、各研究機関において、提示したポストでの雇用を希望する者について選考を行い、推薦者を文部科学省に提示することができる仕組みです。なお、推薦の仕組みを利用するポストについては、最終的な卓越研究員候補者との雇用調整において、推薦者以外の者の受入れは不可とすることに留意してください。
- 7) ⑩については、JREC-IN Portalを利用する際は、欄外「JREC-IN Portalのデータ番号」に公募情報をJREC-IN Portalに登録した際の番号を入力してください。また、各研究機関のHPを利用する場合には、下段に当該アドレスを入力してください。
- 8) ⑪については、申請者から公募情報に関する問い合わせに対応することのできる連絡先を記載してください。

(様式 3)

平成 28 年度卓越研究員事業 研究者情報

以下の事項につき、必要事項を記載してください。なお、その他の研究者情報については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、web 上で入力すべき必須事項としております。そちらの注意事項に従い、入力するようにしてください。

(フリガナ) 氏 名		
現所属機関	機関名	
	所在地	〒
	部局・部署名	
	職名	

(様式 4)

平成 28 年度卓越研究員事業研究構想等

①今後 10 年程度をかけて取り組みたい研究テーマ

<<研究目的・内容>>

本欄には、今後 10 年程度をかけて取り組みたい研究に関する全体構想の具体的な目的及びその内容について、適宜文献を引用しつつ記載し、特に次の点については、焦点を絞り、具体的かつ明確に記載してください。なお、概要については、e-Rad を通じて申請する際、「共通項目」タブ「研究目的」欄に、概要を簡潔にまとめて 1000 字以内で記載してください。

- 研究の学術的又は社会的背景（本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ、申請者のこれまでの研究成果を踏まえ、着想に至った経緯、これまでの研究成果を発展させる場合には、その内容等）

研究目的・内容

研究目的・内容（つづき）

①今後 10 年程度をかけて取り組みたい研究テーマ

<<研究計画・方法>>

本欄には、研究目的を達成するための具体的な研究計画・方法について、適宜文献を引用しつつ記載してください。ここでは、研究が当初計画どおりに進まない時の対応など、多方面からの検討状況について記載するとともに、次の点についても、焦点を絞り、具体的かつ明確に記載してください。なお、概要については、e-Rad を通じて申請する際、「共通項目」タブ「研究概要」欄に冒頭に簡潔にまとめて 1000 字以内で記載してください。

- ① 本研究を遂行する上での具体的な工夫（効果的に研究を進める上でのアイデア等）
- ② 研究室主宰者としての研究体制の構想（ポストドクターや大学院生の配置等も含め、どのような体制で研究を実施することを想定しているか。企業の場合には、プロジェクトのマネージャーとして、どのようにチームをつくり、どのような体制で実施することを想定しているか。）
- ③ 長期的な研究計画の実行のために直近 2 年間で実施すべき研究の計画・方法

研究計画・方法

研究計画・方法（つづき）

①今後 10 年程度をかけて取り組みたい研究テーマ

<<将来的に研究の成果が社会に与える重大性>>

本欄には、研究の特色・独創的な点、研究目的を達成した場合、その成果が社会にどのような重大なインパクトを与えるものであるかについて具体的に記載してください。なお、当該分野の専門家ではない者に対しても理解が進むような記載を心掛けてください。

②研究業績

<<研究業績>>

本欄には、これまでに発表した論文、著書、特許権等産業財産権、招待講演のうち、今回構想する研究に関連する、特筆すべき業績3点以内について、その受賞理由や書評なども引用しつつ、また、下記の注意事項に沿い、簡潔に記載してください。産学連携等、他のセクターの研究者と協働で実施した研究がある場合には、その旨について記記するようにしてください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記載する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

その他、今回構想する研究に関連する重要な業績については、e-Radを通じて申請する際、「業績情報」タブにおいて、2011年以降の業績を中心に、現在から順に発表年次を過去にさかのぼり、記載してください。

- ① 例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記載してください。
- ② 以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し、他を省略（省略する場合、その員数と、掲載されている順番を○番目と記入）しても可。なお、申請者には、下線を付してください。

特筆すべき業績3件

特筆すべき業績 3 件（続き）

(様式5)

【第一希望】

ふりがな 氏名			
現所属機関名		部局名	
希望ポスト 公募番号		希望機関名・ 部署名	

<<希望する研究機関・ポストで研究を発展させられる理由>>

本欄には、希望する研究機関・ポストにおいて、様式4①に記載した研究を特に推進することができる理由について、具体的に記載してください。なお、希望ポストが現在所属する研究室又は、博士課程の時に在籍していた研究室である場合には、当該研究室でなければならない理由について、具体的かつ明確に記載してください。

(注意)

- ・ ポスト公募番号は、文部科学省において、各研究機関より提示されたポストを一覧化し、公開する際に便宜的に付ける番号です。各研究者は、文部科学省のHPを確認の上、該当番号を記載してください。

(様式5)
【第二希望】

ふりがな 氏名			
現所属機関名		部局名	
希望ポスト 公募番号		希望機関名・ 部署名	

<<希望する研究機関・ポストで研究を発展させられる理由>>

本欄には、希望する研究機関・ポストにおいて、様式4①で記載した研究を特に推進することができる理由について、具体的に記載してください。なお、希望ポストが現在所属する研究室又は、博士課程の時に在籍していた研究室である場合には、当該研究室でなければならない理由について、具体的かつ明確に記載してください。

(注意)

- ・ ポスト公募番号は、文部科学省において、各研究機関より提示されたポストを一覧化し、公開する際に便宜的に付ける番号です。各研究者は、文部科学省のHPを確認の上、該当番号を記載してください。

(様式5)
【第三希望】

ふりがな 氏名			
現所属機関名		部局名	
希望ポスト 公募番号		希望機関名・ 部署名	

<<希望する研究機関・ポストで研究を発展させられる理由>>

本欄には、希望する研究機関・ポストにおいて、様式4①で記載した研究を特に推進することができる理由について、具体的に記載してください。なお、希望ポストが現在所属する研究室又は、博士課程の時に在籍していた研究室である場合には、当該研究室でなければならない理由について、具体的かつ明確に記載してください。

(注意)

- ・ ポスト公募番号は、文部科学省において、各研究機関より提示されたポストを一覧化し、公開する際に便宜的に付ける番号です。各研究者は、文部科学省のHPを確認の上、該当番号を記載してください。

(様式6)

卓越研究員事業申請者に関する評価書

①評価書作成者	ふりがな 氏名	
	所属機関名	
	部局名	
	職名	
	連絡先	e-mail :
②申請者との関係		
③申請者の研究姿勢・忍耐力・研究の進捗状況、専門知識・技量、着想力・創造力、コミュニケーション能力、リーダーシップ、将来性などについて。		

(つづき)

(様式7)

卓越研究員候補推薦書

1. 機関情報

- 機 関 名 : 「 _____ 」
○ 総括責任者名 : 「 _____ 」
○ ポスト公募番号 : 「 _____ 」

2. 推薦者情報

推薦者氏名 <small>ふりがな</small>	現所属機関	推薦理由
		申請者を受け入れることにより期待される研究面での相乗効果を中心に、推薦を行う理由を記載してください。

上記に記載した者について、公募要領2.(1)d.が掲げる要件(以下注意4.参照)を満たしている場合には、左ボックスにチェックをつけてください。

(注意)

- 各研究機関において推薦を要するポストを提示している場合には、提示したポストそれぞれについて、本様式に必要事項を記載の上、提出してください。
- ポスト公募番号は、文部科学省において、各研究機関より提示されたポストを一覧化し、公開する際に便宜的に付ける番号です。各研究機関は、文部科学省のHPを確認の上、該当番号を記載してください。
- 提示したポスト1つにつき、複数の推薦者を挙げることも可能です。行が足りない場合には、適宜追加してください。
- 公募要領2.(1)d.に記載のとおり、公正で透明性の高い選考や自立性の担保という本事業の趣旨に鑑み、推薦の仕組みを利用するポストが博士課程在学時に所属していた研究室や申請時に所属する研究室と同一である者や、ピアレビュー前に既に受入れポストに雇用されている者(平成28年4月1日雇用者等)に対しては推薦を行うことはできません。

(様式 8)

雇用調整完了報告書

1. 機関情報

○申請機関名 「
○総括責任者名 「

2. ポスト情報、研究者情報

ポスト公募 番号	候補者番号	卓越研究員 ^{ふりがな} 氏名	雇用開始予定時期※
			平成 年 月

※ 原則として、雇用開始予定時期は、平成 28 年度中としてください。ただし、平成 28 年度中の雇用開始が難しい場合は、以下に個別にその理由を記載の上、本様式を提出してください。この場合、予算の調整により、平成 29 年度以降から起算して補助金の支援を実施する可能性があります。また、平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までに雇用調整が完了した場合には、以下の理由の記載は必要ありませんが、補助金の支援については同様に実施する可能性があります。

(平成 28 年度中に雇用開始が難しい理由)

(注意)

- 各機関において、複数の卓越研究員候補者を雇用した場合には、それぞれ別の行に必要な事項を記載の上、本様式を提出してください。なお、行が足りない場合には、適宜追加してください。
- 候補者番号は、卓越研究員候補者の通知の際に付す番号を記載してください。
- 補助金による支援を希望する場合には、研究機関と研究者との間で調整の上、別紙に卓越研究員の研究費及び研究環境整備費に係る所要経費の見込み額及びその内訳を記載の上、提出してください。

(別紙)

所要経費の見込額

○申請機関名 「 」

○総括責任者名 「 」

(支援予定期間：平成28年度～平成32年度)

1. 所要見込額 (全体計画)

(単位：千円)

	年 度	H28年度 (1年度目)	H29年度 (2年度目)	H30年度 (3年度目)	H31年度 (4年度目)	H32年度 (5年度目)	合計金額
補助 金 の 取 組	所要見込額						
	補助金額						
	自己負担額						

注1) 上記記載の金額は、あくまで計画であり、毎年度交付される補助金額を担保するものではありません。また、平成29年度以降の補助金については、財政事情等により減額する場合があります。

2) 卓越研究員の人件費は補助対象外経費となりますので、自己負担額には含めないでください。

2. 平成28年度所要見込額

(1) 卓越研究員研究費及び研究環境整備費

(単位：千円)

経費区分	所 要 見 込 額 の 内 訳		
	補 助 金 額	自 己 負 担 額	合 計
(1) 卓越研究員の研究費	A	B	(A + B)
(2) 研究環境整備費	A	B	(A + B)
合 計	A	B	(A + B)

注1) 「(1) 卓越研究員の研究費」から「(2) 研究環境整備費」への流用はできません。

2) 所要経費の費目については、公募要領の別表1、2を参考にしてください。

(2) 卓越研究員ごとの研究費

(単位：千円)

支援対象となる 卓越研究員	所要見込額の内訳		
	補助金額	自己負担額	合計
※支援対象者1名ごとに記載してください。	A	B	(A + B)
	A	B	(A + B)
	A	B	(A + B)
合計	A	B	(A + B)

注) 支援対象となる卓越研究員の数に応じて、適宜行を追加して記載してください。

見本